

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

平成 27 年 2 月 16 日

制定

改正 平成 27 年 4 月 1 日 平成 27 年 10 月 16 日 平成 28 年 4 月 1 日
平成 28 年 8 月 1 日 平成 29 年 3 月 31 日 平成 29 年 7 月 13 日
平成 30 年 1 月 19 日 平成 30 年 4 月 1 日 平成 30 年 10 月 1 日
平成 31 年 4 月 1 日 令和元年 8 月 1 日 令和元年 11 月 18 日
令和 2 年 4 月 1 日 令和 2 年 10 月 23 日 令和 3 年 4 月 1 日
令和 4 年 3 月 2 日 令和 4 年 11 月 14 日 令和 5 年 3 月 30 日
令和 6 年 3 月 29 日

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、別表の 5 事業者に規定する者が県の策定した都道府県計画に基づく同表の 1 補助対象事業に規定する事業を行う場合において、当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。ただし、医師派遣推進事業、認定看護師・特定行為研修支援事業及び北部及び離島地域の歯科衛生士確保事業に要する経費に対する補助金の交付については、別に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、経費及び補助金の交付限度額は、別表のとおりとする。

(補助額の算出方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、別表の第 1 欄に定める事業区分ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1) により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、地域医療介護総合確保基金事業補助金交付申請書（様式 1）（以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、その提出期限を変更することができる。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定は、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費配分の 20 パーセント以内の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係

る歳入及び歳出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、厚生労働省告示「補助金等により取得し又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

(10) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式2）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

(11) 前号の報告があった場合には、知事は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（変更の承認）

第6条 前条第2号から第4号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更承認申請書（様式3）に別に定める書類を添えて、又は事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式4）に中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出するものとし、この提出は毎年度2月末日を最終期限とする。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の事前着手）

第8条 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 前記ただし書きに該当する場合は、交付決定前着手届（様式5）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業遂行状況報告書（様式6）により知事に報告するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日又は補助事業を行う会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式7）を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払又は前金払）

第11条 補助事業者は、補助金の概算払又は前金払の申請をしようとするときは、補助金概算払（前金払）申請書（様式8）を知事に提出しなければならない。

（書類等の提出）

第12条 補助事業者は、この要綱の規定により知事に提出する書類は、事業所管課へ提出するものと

する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 12 月 26 日から施行する。ただし、医療介護総合確保促進法に基づく都道府県計画において、事業の期間を平成 26 年 4 月 1 日から開始する既存事業については、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 8 月 10 日から施行する。ただし、がん医療提供体制充実強化事業については、予算成立の日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 7 月 13 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 1 月 19 日から施行する。ただし、周産期医療機能・分化連携推進事業については、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、院内保育所運営費補助事業、歯科医療従事者技術向上事業については、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度以前に完了した認定看護師・特定行為研修支援事業については、なお、従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、令和元年 11 月 18 日から施行する。ただし、へき地等訪問看護提供体制強化・育成事業については、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 10 月 23 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式における押印の廃止については、令和 3 年 2 月 19 日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 3 月 2 日から施行する。ただし、沖縄県外科系医師育成事業、医師定着のための臨床研究プロフェッショナル育成事業及び歯科衛生士養成所設備整備事業については、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。ただし、北部及び離島地域の歯科衛生士確保事業については、令和4年4月1日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表

1 補助対象事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 事業者
院内助産所・助産師 外来整備事業	1 カ所あたり 3,811 千円 (ただし1品目の価格 が10千円を超えるも の)	民間病院等の院内助産 所・助産師外来の設備整 備として必要な医療機 器等の備品購入費	3分の2	産科又は産婦人 科の診療科を有 する病院・診療 所等
医師確保対策補助事 業				
1. 産科医等育成・ 確保支援事業	(1) 産科医等確保支 援事業 1 分娩当たり 10,000 円	(1) 分娩を取り扱う産 科・産婦人科医及び助 産師に対して、処遇改 善を目的として分娩 取扱件数に応じて支 給される手当 (分娩手当等)	3分の1	次の2つの要件 を満たす医療機 関 (1) 沖縄県内の 分娩を取り扱 う病院・診療 所・助産所 (2) 一分娩あた り、一般的に 入院から退院 までの分娩費 用として徴収 する額が55 万円未満の分 娩施設
	(2) 産科医等育成支 援事業 研修医1人1月 当たり 50,000 円	(2) 臨床研修終了後、指 導医の下、研修カリキ ュラムに基づき产 科・产妇人科の研修を 受けている者に対し て、処遇改善を目的と して支給される手当 (研修医手当)		次の2つの要件 を満たす医療機 関 (1) 医師法第16 条の第2第1 項に規定する 臨床研修終了 後、产妇人科 専門医の取得 を目的とし て、指導医の 下、研修カリ キュラムに基 づき研修を受 けている者

				(以下「産科専攻医」という。)を受け入れている医療機関(社団法人日本産婦人科学会が指定する卒後研修指導施設等) (2) 就業規則、または雇用契約等において、産科専攻医の処遇改善を目的とした手当(研修医手当等)の支給について明記している医療機関
2. 新生児医療担当医確保支援事業	新生児1人当たり 10,000円 (NICU入院初日のみ)	NICUにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給されるNICUに入院する新生児に応じて支給される手当(新生児担当医手当)		NICUにおいて新生児医療に従事する医師に対し、NICUに入院する新生児に応じて支給される手当(新生児医療担当医手当等)を支給し、かつ、就業規則等に明記している医療機関
勤務医等環境整備事業	(1) 就労環境改善経費 1か所当たり 11,140千円	(1) 就労環境改善に取り組むために必要な代替職員経費 ^(注) (謝金、人件費、手当)、賃金、報償費(謝金)、旅費、役務費(手数料)、委託料(上記経費に該当するもの。) (注) 代替職員経費は、育児や介護を行う医師の短時間勤務や宿日直免除等の利用に伴う代替医師の人件費等とし、代替として勤務した部分に限る。	2分の1	県内に所在する病院の開設者

		<p>なお、育児の対象となる児の年齢は、小学校就学児までとする。</p> <p>宿日直免除に伴う代替医師経費の対象となる1ヶ月あたりの宿日直回数は、宿日直を免除される医師が、宿日直の免除を開始する前の直近1年間の1ヶ月あたりの平均宿日直回数を上限とする。</p> <p>ただし、平均宿日直回数を示すことができない場合は当該医師が勤務する病院の同一診療科の全医師の直近1年間の1ヶ月あたりの宿日直回数を全医師数で除して得た値を上限とする。</p> <p>医療事務補助員経費は、医療事務補助員の業務が育児や介護を行う医師の事務補助に限るものである旨を証明できる書類が提出できない場合については、当該医師が勤務する病院の同一診療科の医師の総数と当該医師数の比を医療事務補助員の雇い入れに要する費用に乗じた額を上限とする。</p>		
	(2) 復職研修経費 1か所当たり 11,140千円	(2) 病院が行う復職研修に必要な指導医経費（謝金、人件費、手当）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）		
新人看護職員研修事業	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。	新人看護職員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費	2分の1	看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条

	<p>(1) 研修経費</p> <p>ア 新人看護職員等が 1 名のとき 440 千円 (ただし、新人保健師研修・助産師研修のいずれかを含む場合 586 千円)</p> <p>イ 新人看護職員等が 2 名以上のとき 630 千円 (ただし、新人保健師研修・助産師研修のいずれかを含む場合 776 千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合 922 千円とする。)</p> <p>(2) 教育担当者経費 新人看護職員等 5 名以上の場合に 5 名ごとに 215 千円 (注) 新人看護職員数等の 人数は、当該年度の 4月末日現在に在職 している新人看護職員、 新人保健師及び 新人助産師であつて、 それぞれの研修 に参加する人数と し、上限を 70 名とす る。なお、新人看護 職員研修、新人保健 師研修又は新人助 産師研修の複数の研 修を実施する施設にお いて複数の研修に参 加する者は 1 名とし て計上する。</p> <p>(3) 医療機関受入研 修事業</p> <p>ア 1 名～4 名を 受け入れる場合 1 施設当たり 113 千円</p>	<p>研修責任者経費(謝金、人件費)、報償費、旅費、需要費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)</p> <p>新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)</p> <p>医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需要費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通</p>	第 2 項に規定する病院等
--	---	---	---------------

	<p>イ 5名～9名を受け入れる場合 1施設当たり 226千円</p> <p>ウ 10名～14名を受け入れる場合 1施設当たり 566千円</p> <p>エ 15名～19名を受け入れる場合 1施設当たり 849千円</p> <p>オ 20名以上受け入れる場合 1施設当たり 1,132千円</p> <p>カ 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合 1名増すごとに 45千円</p> <p>(注)</p> <p>1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。</p> <p>2 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。</p>	信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費		
看護師等養成所運営補助事業	<p>次に掲げる課程ごとの基準額A及び基準額Bの合計額</p> <p>1 看護師（3年課程）養成所（全日制） (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エの合計額に調整率（※）を乗じて得た額 ア 養成所1カ所当たり</p>	<p>看護師等養成所の運営費に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 (3) 部外講師謝金</p>	定額	県内看護師等養成所

	<p>16,178,000 円 イ 総定員が 120名を越える 養成所において 専任教員分 として定員 30 人増すごとに 1,842,000 円 ウ 事務職員分 として 1カ所当たり 536,000 円 エ 生徒数に 1 人当たり 15,500 円を乗 じて得た額 (2) 基準額B 次のア及びイの 合計額 ア 新任看護教 員研修事業実 施施設につい て受講者 1 人 当たり 340,000 円 イ 看護教員養 成講習会参加 促進事業実施 施設について 受講者 1 人当 たり 147,000 円</p> <p>※ 調整率 定員 181 人以上 の養成所について は 調整率 0.92 定員 161 人以上 180 人以下の養成 所については 調整率 0.94 定員 121 人以上 160 人以下の養成 所については 調整率 1.00 定員 81 人以上 120 人以下の養成 所については 調整率 1.02</p>	<p>(4) 委託料（上記教員 経費のうち(1)～(3) に該当するものと する）</p> <p>2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与 費 (2) 委託料（上記専任 事務職員給与費と する）</p> <p>3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費（消 耗器財に要する經 費） (3) 委託料（上記生徒 経費のうち(1)～(2) に該当するもの）</p> <p>4 実習施設謝金 (1) 報償費（実習施設 謝金） (2) 委託料（上記報償 費とする）</p> <p>5 新任看護教員研修 事業実施経費部外講 師謝金、部外講師旅 費、需用費（消耗品費、 印刷製本費、会議費）、 役務費（通信運搬費、 雜役務費）、備品購入 費</p> <p>6 看護教員養成講習 会 参加促進事業実施經 費 部外講師謝金、部外講 師旅費、代替教員雇上 經費</p>	
--	---	--	--

	<p>定員 80 人以下の養成所については 調整率 1.04</p> <p>(注)</p> <p>1 総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の総定員とする。</p> <p>2 事務職員は、1 学年定員 80 人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に 2 人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。</p> <p>3 生徒数は、当該年度の 4 月 15 日現在における人員又は生徒が実在する学年の定員のいずれか少ない方とする。</p>			
小児救急医療支援事業	<p>次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(常勤の体制)</p> <p>(1) 休日 A、休日 B 及び夜間 1 地区当たり 26,310 円 × 診療日数</p> <p>(2) 休日 C 1 地区当たり 13,150 円 × 診療日数</p> <p>(3) 夜間加算(労働基準法第 37 条第 1 項及び第 4 項に定める割増賃金(時間外 (125/100 以上) 及び深夜 (125/100 以上、150/100 以上又は 160/100 以上)を手当てしている場合に限る。) 1 地区当たり</p>	<p>小児救急医療支援事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、報償費(医師雇上謝金)</p>	<p>3 分の 2 ※事業者が市町村、又は県、市町村以外の者で、市町村が行う補助事業に対し補助する場合には、第 3 条(1)により選定した額と、市町村が補助する額をさらに比較し、少ない額に補助率である 3 分の 2 を乗じ得た額を、第 3 条(2)に</p>	<p>地方公共団体(地方自治法に定める広域連合を含む。)、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び知事が適當と認める者</p>

	<p>19,782 円 × 診療日数</p> <p>(4) 小児救急電話相談実施加算(都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。)</p> <p>1 地区当たり 14,838 円 × 診療日数</p> <p>(オンコール体制)</p> <p>(5) 医師が病院に待機する態勢ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制(オンコール体制)を執っている場合</p> <p>1 地区当たり 13,570 円 × 診療日数</p> <p>(注) 地区及び診療日数については、小児救急医療体制整備事業実施要綱に定めるところによるものとする。</p>		<p>定める交付算定基礎額とする。</p> <p>3分の1 ※事業者が県の場合は、第3条(1)により選定した額に、補助率である3分の1を乗じ得た額を、第3条(2)に定める交付算定基礎額とする。</p>	
看護師等養成所教育環境整備事業	<p>1 か所当たり 2,500 千円 (ただし備品については 1 品目の価格が 50 千円を超えるもので県が認めるもの)</p>	看護師養成所の教育環境整備に必要な備品購入等に要する経費	10 分の 8	県内看護師等養成所
薬剤師確保対策事業	県の策定した都道府県計画に基づく総事業費の範囲内	薬剤師確保のための就職斡旋等に要する経費	2 分の 1	一般社団法人沖縄県薬剤師会
院内保育所運営費補助事業	<p>次の(1)又は(2)により算出された額とする。</p> <p>(1) 平成 27 年度以降</p>	<p>病院内保育所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 紙与費(職員紙与費、法定福利費等)</p>	3 分の 2	公立及び公的病院を除く県内の病院、診療所

	<p>新規に院内保育所を開設する病院等</p> <p>次のアにより算定した基本額より、ウに定める保育料相当額を控除した額にエの調整率を乗じた額（補助期間5年が上限）と、イにより算定した加算額の合計額</p> <p>ア 基本額</p> <p>【A型特例】 1人×180,800円×運営月数</p> <p>【A型】 2人×180,800円×運営月数</p> <p>【B型】 4人×180,800円×運営月数</p> <p>【B型特例】 6人×180,800円×運営月数</p> <p>イ 加算額</p> <p>【24時間保育を行っている施設】 23,410円×運営日数</p> <p>【病児等保育を行っている施設】 187,560円×運営月数</p> <p>【緊急一時保育を行っている施設】 20,720円×運営日数</p> <p>【児童保育を行っている施設】 10,670円×運営日数</p> <p>【休日保育を行っている施設】 11,630円×運営日数</p> <p>ウ 保育料収入相当額は、24,000円×保育月数に4月1日時点での保育児童数を乗じた金額と</p>	<p>2 委託料（上記1に該当する経費）</p>	
--	---	--------------------------	--

	<p>する。ただし、保育児童数の上限は次のとおり。</p> <p>【A型特例】1人 【A型】4人 【B型】10人 【B型特例】18人</p> <p>エ 調整率 開設後経過年数 1年目から3年目 　…調整率1 4年目…調整率 $\frac{2}{3}$ 5年目…調整率 $\frac{1}{3}$ 年度途中で開設した場合は、翌年度を1年目と算定する。</p> <p>(2) 平成26年度以前に院内保育所を開設している病院等 上記イにより算定した加算額の合計による。</p>			
県内就業准看護師の進学支援事業	1人当たり 300千円	県外や島外の遠隔地で実施される在学中の面接授業や単位認定試験等に出席するために必要な旅費	2分の1	県内で就業している准看護師
病床機能分化・連携基盤強化事業	<p>(1) 施設整備 ア 増改築 1床当たり 4,770千円 イ 改修 1床当たり 3,333千円</p> <p>(2) 設備整備 1施設当たり 10,800千円</p>	既存の病床を地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟又は緩和ケア病棟へ転換するためには要する経費（工事費、工事請負費、医療機器購入費）	3分の2	県内の病院
歯科医療従事者技術向上支援事業	知事が必要と認めた額	歯科医療従事者の研修事業に要する経費 （講師等謝金、講師等旅費、役務費（通信運搬費）、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費）、使用料）	2分の1	一般社団法人沖縄県歯科医師会

指導医育成プロジェクト事業	知事が必要と認めた額	ハワイ大学と連携して行う若手指導医の育成に必要な次に掲げる経費（報償費（謝金）、人件費、諸手当、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金（学会参加費に限る））	2分の1	国立大学法人琉球大学琉球大学病院
医療人育成事業	知事が必要と認めた額	若手医師のシミュレーショントレーニング実施に必要な次に掲げる経費（報償費（謝金）、賃金、諸手当、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料）	2分の1	一般社団法人沖縄県医師会
地域医療関連講座設置事業	知事が必要と認めた額	講座の設置・運営に必要な次に掲げる経費 謝金、人件費、諸手当、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1	国立大学法人琉球大学琉球大学病院
地域医療構想機能連携強化事業	知事が必要と認めた額	地域医療連携ネットワークの整備等に必要な委託料、役務費（通信運搬費、損害保険料）使用料及び賃借料、備品購入費	10分の8	一般社団法人沖縄県医師会
精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業	1事業所当たり 4,200円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の五に示される地域援助事業者及びその他の医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者（以下「地域援助事業者」等という。）が、精神保健及び精神障害福祉に関する法律施行規則第15条の6に基づき開催する医療保護入院退院支援委員	定額	精神科病院

		会又はその他医療保護入院者の医療保護入院期間中に地域生活に移行するため病院管理者が開催する会議へ出席した際に、当該地域援助事業者等へ病院管理者が支払った報償費		
心身障害児(者)歯科診療拡充事業	知事が必要と認めた額	給料手当、福利厚生費、諸謝金、賃金、報償費、旅費交通費、会議費、消耗品費、職員被服費、印刷製本費、光熱水道費、燃料費、修繕費、薬品費、診療材料費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料、賃借料、諸会費、医療器材等購入費	下記以外 10分の9 医療器材等購入費 2分の1	一般社団法人沖縄県歯科医師会
医療的ケア児等レスパイクトケア推進基金事業	知事が必要と認めた額	医療的ケア児等の新たな受け入れ又は受け入れ拡大に伴い必要な医療機器等の購入に要する経費	4分の3	県内の病院、診療所及び指定障害者支援施設等
周産期医療体制整備支援事業 1. 周産期医療機能・分化連携推進事業	次の(1)(2)について 知事が必要と認めた額 (1) 聴覚検査機器購入支援 (2) 聴覚検査技師等配置支援	先天性聴覚障害のリスクの高い新生児の受入を行う総合及び地域周産期母子医療センターの機能強化に要する以下の経費 報酬、法定福利費、備品購入費	2分の1	総合周産期母子医療センターの指定、地域周産期母子医療センターの認定を受けた医療機関
特定行為研修機関支援事業	1施設当たり 3,500千円	看護師特定行為研修機関における新たな研修区分の開設や受講定員の増に伴い必要となる備品の購入及び老朽化した備品の更新に要する経費 備品購入費	3分の2	指定研修機関
離島及びへき地訪問看護提供体制強化・育成事業	(1) 本島内事業所 1施設当たり 150千円 (2) 離島事業所	訪問看護師等の質の高い専門的な訪問看護に関する研修受講等、訪問看護師の育成支援・定着を図るために必要な経費	2分の1	訪問看護事業所等（訪問看護サービスの提供体制が十分でない地域等において）

	1 施設当たり 300 千円	報償費、旅費、負担金		て、訪問看護師の研修計画等を作成する事業所に限る。)
訪問薬剤管理指導推進事業	知事が必要と認めた額	訪問薬剤管理指導業務に関する研修に要する経費 需用費、使用料、報償費、旅費、人件費	2分の1	一般社団法人沖縄県薬剤師会
沖縄県外科系医師育成事業	知事が必要と認めた額	外科医及び研修医の手術技術の向上のための研修に要する経費 需用費、備品購入費、旅費、謝金	2分の1	国立大学法人琉球大学琉球大学病院
助産師出向助成事業	(1) 調整旅費 (航空運賃、宿泊料) 1回 55 千円 (2) 出向研修旅費 (航空運賃) 1回 45 千円 (3) 出向研修先滞在費 1箇月 100 千円	助産師の出向研修を実施する際に、医療機関等が負担する研修助産師に係る以下の経費 (1) 調整旅費 事前訪問、中間報告、結果報告の際に要する航空運賃及び宿泊料。 (ただし、出向研修1回につき3回までとする) (2) 出向研修旅費 出向研修先までの往復航空運賃 (3) 出向研修先滞在費 出向研修に伴い生活の本拠地以外に滞在することで生じる経費 (賃借料、光熱水費、住居手当、宿泊料(期間中ホテル等に滞在する場合)等)	2分の1	沖縄県助産師出向支援導入事業協議会において協議され、助産師出向研修を実施する産科医療機関等
認定薬剤師育成支援事業	知事が必要と認めた額	認定・専門薬剤師の資格取得に係る支援に要する経費(旅費、負担金)	2分の1	一般社団法人沖縄県薬剤師会
医師定着のための臨床研究プロフェッショナル	知事が必要と認めた額	臨床研究トレーニングのための研修会及びワーキング会議	2分の1	国立大学法人琉球大学琉球大学

ヨナル育成事業		クシショップの開催に要する経費 人件費、謝金、旅費、需用費		病院
歯科衛生士養成所設備整備事業	知事が必要と認めた額	歯科衛生士育成のため、歯科衛生士養成所の施設整備の充実を図るための経費 需用費、備品購入費	2分の1	一般社団法人沖縄県歯科医師会
地域医療勤務環境改善体制整備事業	医療機関が病床機能報告により県へ報告している稼働病床数（療養病床除く。「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は同時点での精神科病床の稼働病床数とする。）1床当たり133千円 ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。	医師の労働時間短縮に向けた取組として医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づき実施する総合的な取組に要する経費	資産形成 経費 10分の9 その他の 経費 10分の10	次のいずれかを満たす医療機関。ただし、診療報酬「地域医療体制確保加算」を取得している場合は対象としない。 ① 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関 ② 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関ア 夜間・休日・時間外

					<p>入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関</p> <p>イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関</p> <p>③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関</p> <p>ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合</p> <p>イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合</p>
--	--	--	--	--	---

				<p>④ その在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関</p> <p>※ ①及び②の救急医療にかかる実績は、1月から12月までの1年間における実績とする。</p>
北部基幹病院整備推進事業	知事が必要と認めた額	公立北部医療センターの施設・設備の整備並びに公立沖縄北部医療センターの整備に付随して一体的に行う医療従事者の宿舎及び院内保育所の施設・設備の整備に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、工事請負費、備品購入費	10分の10	沖縄県北部医療組合
看護師等誘致支援事業	単身世帯 20万円 複数者世帯 40万円	県外在住の看護師等を誘致した際、当該看護師等が県内離島の医療機関等に就職するため必要とする経費に対する助成金、補助金及び交付金	10分の9	看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院、医科診療所、助産所、指定訪問看護事業所、介護老人保健施設、介護医療院（沖縄県内の民間事業者に限る）
救急医療対応薬局体制確保事業	知事が必要と認めた額	救急医療の確保のために、休日（土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び、休日並びに12月29日から1月3日まで）・夜間	2分の1	救急医療の確保のために、休日・夜間のみに開局する保険薬局の開設者

		(17時から翌日8時)のみに開局する保険薬局の運営に必要な経費（ただし、調剤報酬等収入を除いた額）		
新人看護職員研修用備品整備事業	知事が必要と認めた額 (ただし1品目の価格が30千円を超えるもの)	新人看護職員の看護技術向上のための研修に活用するシミュレーター等備品購入費	2分の1	公益社団法人沖縄県看護協会
遠隔医療連携構築支援事業	知事が必要と認めた額	医療情報共有ツールの導入又は更新に当たり必要となる次の経費 (1) サーバ、ルータ等の機器、ソフトウェアライセンス等の購入、設置等に要する経費 (2) 医療用画像管理システム（PACS）との接続等に要する経費	2分の1	急性期疾患診療ネットワークに参画する救急告示病院又は消防機関